

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

改正案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項及びすみだステップハウスおおぞら条例（平成21年墨田区条例第 号）第3条第2項の規定に基づき、児童デイサービス施設の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（名称等）</p> <p>第2条 すみだ福祉保健センター条例第3条第1項第1号の規定により設置する児童デイサービス施設の名称は、すみだ福祉保健センターみつばち園とする。</p> <p>2 すみだステップハウスおおぞら条例第3条第1項第1号の規定により設置する児童デイサービス施設の名称は、すみだステップハウスおおぞらにじの子とする。</p> <p>3 児童デイサービス施設は、通所施設とする。</p> <p>（利用時間）</p> <p>第5条 児童デイサービス施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者（すみだ福祉保健センター条例第15条及びすみだステップハウスおおぞら条例第4条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>（利用対象者）</p> <p>第7条 〔略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 <p>2 第3条第2号及び第3号の事業を利用することができる者は、次のいずれにも該当する者及びその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で当該者を現に監護するものをいう。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 <p>年齢が9歳に達する日以後の最初の3</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 すみだ福祉保健センター条例（平成元年墨田区条例第19号）第3条第2項の規定に基づき、児童デイサービス施設の管理運営等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 児童デイサービス施設の名称は、すみだ福祉保健センターみつばち園とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 児童デイサービス施設の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者（すみだ福祉保健センター条例第15条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 <p>2 〔同左〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 〔略〕 <p>年齢が6歳に達する日以後の最初の3</p>

月31日以前であること。 3 <u>前項第3号の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認める者は、第3条第2号及び第3号に規定する事業を利用することができる。</u>	月31日以前であること。 〔新設〕
---	----------------------

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第8条第1項の規定による契約の締結その他児童デイサービス事業の利用に係る必要な手続、準備行為等（すみだステップハウスおおぞらにじの子に係るものに限る。）は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。